

呉市小規模事業者持続化補助金支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格の上昇やウクライナ情勢による影響を乗り越えるため、国の小規模事業者持続的発展支援事業を活用して、販路開拓や設備投資等に取り組む市内の中小企業・小規模事業者等の負担を軽減し、その事業継続を支援するため、呉市小規模事業者持続化補助金支援事業補助金を交付することについて、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象となる事業)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国の小規模事業者持続的発展支援事業のうち、令和元年度及び令和3年度補正予算で実施する持続化補助金において原油価格の上昇やウクライナ情勢による加点措置（事業環境変化加点）を受けて採択され、補助金額の確定を受けた事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、前条に規定する事業を呉市内において実施した事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、呉市小規模事業者持続化補助金支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。）を、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の交付額の確定通知書の写し
- (2) 補助対象事業の実績報告書の内、支出内訳書の写し
- (3) 補助対象事業の申請書の写し
- (4) 市税の滞納のない証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）の写し
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請書兼実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、呉市小規模事業者持続化補助金支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号。以下「決定通知書兼確定通知書」という。）により、申請者に交付の決定及び額の確定通知を行うものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、決定通知書兼確定通知書に基づき、呉市小規模事業者持続化補助金支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、補助事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、国及び市の補助金の交付を受けたとき。
- (2) 市の補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 国の補助対象事業に基づく補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (4) 国及び市の補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

(返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了から1年後に国に提出する、「事業効果及び賃金引上げ等状況報告」の写しを市長にも提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助対象事業	補助金の額
通常枠	当該補助対象経費（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等」という。）を除く。）から、補助対象事業において、国から交付を受ける補助金の額（以下「国補助決定額」という。）を差し引いた金額に7/10を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とし175,000円を上限とする。また、複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同事業の場合は、補助上限額が「175,000円×連携小規模事業者等の数」とする。（ただし、上限1,750,000円とする）
賃金引上げ枠	(1) 補助対象事業の補助率が2/3の場合は、当該補助対象経費（消費税等を除く）から、国補助決定額を差し引いた金額に7/10を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とし700,000円を上限とする。 (2) 補助対象事業の補助率が3/4の場合は、当該補助対象経費（消費税等を除く）から、国補助決定額を差し引いた金額に6/10を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とし450,000円を上限とする。
卒業枠、後継者支援枠及び創業枠	当該補助対象経費（消費税等を除く）から国補助決定額を差し引いた金額に7/10を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とし700,000円を上限とする。
インボイス枠	当該補助対象経費（消費税等を除く）から国補助決定額を差し引いた金額に7/10を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）とし350,000円を上限とする。